

司法書士実務家講演会

『行政書士と司法書士の強力(協力)タッグ』

3月3日(土) LEC 水道橋本校にて

各種資格・国家試験の総合スクール東京リーガルマインド(LEC)は、このたび、司法書士・行政書士の荻野裕也氏をお招きし、3月3日(土)にLEC水道橋本校にて『行政書士と司法書士の強力(協力)タッグ～行政書士試験の学習をしたあなただからお勧めしたい!!～』と題した特別講演会を開催いたします。

【司法書士とは?】

司法書士には、不動産売買・不動産賃貸借・金銭消費貸借といった市民の身近な法律問題の相談を受けたり、個人・企業に関わる登記など法律上の手続を代理したりする業務・役割があることから、「街の法律家」と呼ばれています。従来からの登記業務のほか、成年後見業務、平成15年に付与された簡易裁判所などにおける訴訟代理等を行う業務と、多岐に渡り活躍の場を拓いています。

【行政書士とは?】


依頼を受けて、主に官公署へ提出する書類を作成する仕事をしています。行政書士法(第1条の2、3)に規定されている行政書士の業務は、「1.官公署に提出する各種許可・届出書類の作成」、「2.権利義務又は事実証明に関する書類の作成」、「3.行政書士が作成することのできる書類を代理人として作成すること及び相談に応ずること」となっています。具体的には、「1.飲食業や建設業などの許可申請や会社設立などの書類の作成」、「2.遺言書、各種契約書、内容証明郵便、各種図面類などの作成」、「3.前記1.及び2.の書類について、代理人として作成することや相談に応じること」を業とする、ということです。平成20年1月9日「行政書士法の一部を改正する法律」が成立し、行政書士が官公署に提出する手続及び許可等に關して行われる聴聞又は弁明手続の代理が明確に位置付けられました。

◆ ダブルライセンス活用術!

行政書士は、会社の設立に際して、定款の作成ができますが、司法書士の資格を取得すると、法務局への会社設立の登記申請(商業登記)まで行うことができるようになります。二つの資格を持つことによって業務の幅が広がり、扱える案件が増えれば、より多くの顧客の獲得につながります。

本講演では、司法書士と行政書士のダブルライセンスを活かして、独立開業し、ご活躍されている荻野氏に、司法書士と行政書士ライセンス取得によるメリットや、受験勉強を進める上で感じられたことや二つのライセンスを使った実務での実情等、資格取得から実務での現状についてお話いただきます。

◆ 講演会概要

タイトル	行政書士と司法書士の強力(協力)タッグ～行政書士試験の学習をしたあなただからお勧めしたい!!～	
講師	おぎの ゆうや 荻野 裕也 氏 (司法書士/行政書士) <略歴> 九州大学農学部食糧化学工学科卒業後、社会人受験生を3年、専業受験生1年の4年間で2007年 行政書士試験合格後、2008年 司法書士試験合格。合格後、司法書士法人で不動産登記、債務整理を担当し、2009年9月 おぎの司法書士事務所開業。不動産登記、商業登記、債務整理、裁判関係書類作成など幅広い業務を受任している。現在LEC専任講師としても活躍中。	
開催日時	2012年3月3日(土) 10:30～11:40 ※質疑応答含む	
会場	LEC 水道橋本校 【所在地】 東京都千代田区三崎町 2-2-15 Daiwa 三崎町(受付1階) 【交通】 JR 水道橋駅東口より徒歩3分。都営三田線水道橋駅より徒歩5分。東京メトロ丸の内線後楽園駅、東京メトロ半蔵門線・都営新宿線・都営三田線神保町駅、東京メトロ東西線九段下駅より徒歩10分 <同時中継会場> 松山本校 広島本校 岡山本校 静岡本校 名古屋駅前本校 仙台本校 札幌本校 池袋本校 千葉本校 横浜本校 梅田駅前本校 神戸本校 福岡本校 那覇本校	
参加料	無料	
対象	司法書士・行政書士資格にご関心のある方、司法書士・行政書士を目指している方、司法書士・行政書士業務に従事している方	

★詳細はこちら→ <http://www.lec-jp.com/event/entry/index.php?id=2371>

本件に関するお問い合わせ LEC東京リーガルマインド コールセンター TEL:0570-064-464

取材に関するお問い合わせ LEC東京リーガルマインド 広報課 TEL:03-5913-6220